

## 瑞浪市章の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞浪市の市章（以下「市章」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(市章)

第2条 市章の図柄は、瑞浪市章（昭和29年制定）に定めるところによる。

(取扱いの原則)

第3条 市章は、本市を象徴するものであり、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(市章の使用)

第4条 市は、市章を次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

- (1) 条例又は規則により市章の表示が定められているとき。
- (2) 市の公式行事に使用するとき。
- (3) 表彰状、感謝状その他これらに類する公文書に使用するとき。
- (4) 市の広報、ホームページその他の広報媒体に使用するとき。
- (5) 市が発行する印刷物等に使用するとき。
- (6) 市職員又は市議会議員の身分等を証明するものに使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の施策を遂行し、又は職員が職務に従事する上で、市長が必要と認めるとき。

(市章の使用承認申請)

第5条 市以外の者が市章を使用（電磁的記録における使用を含む。以下同じ。）しようとする場合は、あらかじめ瑞浪市章使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容等を審査し、瑞浪市章使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該申請を提出した者に市章の使用の可否を通知するものとする。

3 市長は、市章の使用の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(使用承認の基準)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その目的が公共性及び公益性を有し、市民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与すると認め

られる場合であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 市章の尊厳及び品位を損なうおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用されるおそれのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の宣伝又は信用を高めるために使用されるおそれのある場合
- (5) 営利目的で使用されるおそれのある場合
- (6) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合
- (7) 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。）である場合
- (8) 申請者が本市における市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、後期高齢者医療保険料、保育料、幼稚園授業料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料、農業集落排水処理施設使用料その他市が賦課をする公租公課を滞納している場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不相当と認められる場合

（承認の取消し）

第7条 市長は、第5条第2項の規定により市章の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が偽りその他不正な行為により承認を受けた場合又は使用者が受けた承認の内容が前条に定める使用承認の基準に該当しなくなつた、若しくは該当しなくなるおそれがあると認められる場合は、承認を取り消すものとし、瑞浪市章使用承認取消通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

2 市は、前項の規定による承認の取消しにより生じた使用者の損害については、その責任を一切負わないものとする。

（使用報告）

第8条 使用者は、市章を使用した成果物等（以下「市章使用物」という。）

の作成後30日以内に瑞浪市章使用報告書（様式第4号）に市章使用物を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用者に対し、市章の使用の状況につき、必要な報告を求めることができる。

（庶務）

第9条 市章の使用の承認に係る手続は、総務部総務課において行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

瑞浪市長 様

住所

氏名

印

### 瑞浪市章使用承認申請書

次のとおり瑞浪市章を使用したいので、瑞浪市章の使用に関する要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、市税等（市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、後期高齢者医療保険料、保育料、幼稚園授業料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料、農業集落排水処理施設使用料その他市が賦課をする公租公課）の納付状況を担当職員が確認することに同意します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

4 その他

#### ※添付書類

- ・事業等の内容を記載した書類
- ・使用形態、大きさ、色及び形状を記載した書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市章使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった瑞浪市章の使用について、次のとおり決定したので、瑞浪市章の使用に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 使用決定の内容 承認 不承認

（不承認の理由）

2 使用期間

3 使用条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市章使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した瑞浪市章の使用については、次の  
とおり取り消しましたので、瑞浪市章の使用に関する要綱第7条第1項の規定により通知  
します。

1 取消し理由

備考

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

瑞浪市長 様

住所

氏名

印

### 瑞浪市章使用報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた瑞浪市章の使用について、瑞浪市章の使用に関する要綱第8条第1項の規定により報告します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

4 その他

・瑞浪市章の使用が確認できるもの（成果物等）を添付すること。